

平成24年度 大学間交流協定に基づく交換留学派遣学生募集要項

1. 目的

大学間交流協定を締結している海外の大学等に本学の代表として学生を派遣することにより、国際交流の推進を図るとともに、国際的な視野を持ち、将来、国内外で活躍する人材の育成を目的とします。

2. 留学期間

平成24年度に留学を開始してから1年以内とします。(留学先大学の学年暦に従う。)

但し、派遣先が韓国の大学の場合のみ、平成24年3月に留学を開始することも可能です。

また、日本学生支援機構の留学生交流支援制度(短期派遣)奨学生の対象となるのは、平成24年4月以降に渡航する者のみです。

3. 派遣先大学及び派遣人員 ※協定校47校のうち学生を派遣できる44大学のみ記載。

派遣先大学	国名	派遣定員	申請条件
アジア			
(1) 韓国芸術総合学校舞踊院	韓国	1名	
(2) 慶北大学校	韓国	1名	
(3) 淑明女子大学校	韓国	1名	
(4) 同徳女子大学校	韓国	1名	
(5) 梨花女子大学校	韓国	5名	
(6) タマサート大学	タイ	1名	
(7) チェンマイ大学	タイ	1名	
(8) プリンソブソンクラ大学	タイ	3名	
(9) 国立政治大学	台湾	2名	
(10) 国立台北芸術大学	台湾	2名	
(11) 国立台湾大学	台湾	2名	
(12) 大連外国語学院	中国	1名または半期2名	
(13) 復旦大学 歴史学系	中国	2名	学部生は文教育学部に在籍する者のみ
(14) 北京外国語大学	中国	1名	
(15) 北京大学 歴史学系	中国	2名	文教育学部人文科学比較歴史学講座または大学院歴史学系の学生
(16) 国立ハノイ教育大学	ベトナム	1名	
中 東			
(17) アンカラ大学	トルコ	1名	
アフリカ			
(18) カイロ大学	エジプト	1名	
(19) マンソウラ大学	エジプト	2名	

派遣先大学	国名	派遣定員	申請条件
北米			
(20) ヴァッサー大学	アメリカ	1名または半期2名	
(21) パーデュー大学	アメリカ	1名または半期2名	学部生のみ
(22) マウントアリソン大学	カナダ	1名	物理またはその他の科学領域を専攻する大学院生
オセアニア			
(23) ニューサウスウェールズ大学	オーストラリア	5名	
(24) モナシュ大学	オーストラリア	3名	
(25) オタゴ大学	ニュージーランド	1名または半期2名	
ヨーロッパ			
(26) オックスフォード大学 クイーンズコレッジ	イギリス	1名	
(27) ケンブリッジ大学ガートンコレッジ	イギリス	1名	大学院生
(28) マンチェスター大学	イギリス	3名または半期6名	留学先では人文科学部開設科目のみ履修可
(29) ロンドン大学 東洋・アフリカ研究学院	イギリス	2名	
(30) 国立ナポリ大学オリエンターレ	イタリア	2名	
(31) ウィーン工科大学	オーストリア	1名	
(32) スロバキア工科大学	スロバキア	1名	
(33) カレル大学	チェコ	1名	文教育学部または大学院文系の学生
(34) ケルン大学	ドイツ	2名	
(35) ブレーメン応用科学大学	ドイツ	1名	
(36) バーギシェ・ブッパタル大学	ドイツ	3名	
(37) オウステロボテニア先端科学大学	フィンランド	1名	
(38) タンペレ大学	フィンランド	2名	
(39) ストラスブール大学	フランス	2名	平成24年4月現在、学部3年以上に在籍する学部生及び大学院生
(40) パリ・ディドロ大学	フランス	2名	
(41) ブレーズ・バスカル大学	フランス	2名	
(42) ワルシャワ大学	ポーランド	1名	
(43) ブカレスト大学	ルーマニア	1名	
(44) トムスク国立教育大学	ロシア	2名	

4. 申請資格

申請時から留学終了までの期間、本学に在籍している者。留学期間中は、原則として、休学することは認められません。

5. 申請書類

- ① 申請書（別紙様式Ⅰ）
- ② 留学計画書（別紙様式Ⅱ）
- ③ 大学以上の全課程にかかる成績証明書
- ④ 保証人承諾書（別紙様式Ⅲ）
- ⑤ 指導教員の推薦書（別紙様式Ⅳ）
- ⑥ 健康診断書（本学保健管理センター発行の様式）

6. 申請手続

- ・申請書類提出期限：平成23年10月31日（月）17：00必着
 - ・申請書類提出方法：※郵送による申請は不可
- (1) 前項5. 様式①、②、④及び⑤を本学ホームページ (<http://www.ocha.ac.jp/topics/h231001.html>) からダウンロードし、記入してください。なお、①及び②については、フォントを「MS 明朝」、大きさを 10.5 ポイントで入力してください。様式の改変はできませんので、所定の枠内に収めてください。
 - (2) 記入した①及び②をメールに添付して国際交流チーム (ryu@cc.ocha.ac.jp) へ送信してください。なお、①及び②のファイル名を「申請書及び計画書 (〇〇〇〇〇)」と入力してください。括弧には氏名を入力してください。
 - (3) 上記5. ①及び②を両面にてプリントアウトし、③～⑥とともに紙面にて国際交流チームへ持参してください。
- ・申請書類提出先：国際交流チーム国際交流係（学生センター棟2階）
- 申請書類に不備がある場合、選考対象とならないことがあります。
また、申請書類はいかなる場合も返却しませんので、必ず写しをご自身で保管してください。

7. 選考

- (1) 第1次選考（書類選考：11月上旬予定）、第2次選考（面接選考 ※外国語口頭試験含む：11月下旬予定）及び第3次選考（語学力書類判定：2月上旬）を実施します。
第2次選考（面接選考）の実施日時等は、国際交流チームよりメールにて連絡します。
第3次選考（語学力書類判定）は、所定の語学基準がある大学を希望する申請者を対象に、提出された語学試験の結果により判定します。
- (2) 推薦候補者選考結果：平成24年2月中旬予定。但し、韓国の大学に平成24年3月より派遣を希望している申請者には、平成23年12月中旬に結果を通知する予定です。
- (3) 希望の派遣先大学からの受入れの許可により、最終的な派遣が決定します。
- (4) 選考基準は、以下のとおりです。

①学業成績

平成23年度の成績評価係数により評価する。

成績評価係数 = { (Sの単位数×4) + (Aの単位数×3) + (Bの単位数×2) + (Cの単位数×1) } / 総修得単位数

※認定科目 (N) は総修得単位数に含まない。

②外国語能力

- ・派遣先大学にて講義、演習及び研究指導を受けるのに必要な語学力を有していること。
- ・派遣先大学が要求する語学基準を満たしていること。以下の派遣先大学については、所定の語学基準を平成24年1月末日までに満たす必要がある。※下記表1、表2及び表3参照。

※表 1

◎英語

TOEFL iBT	IELTS	派遣先大学
105 以上 (各項目 26 以上)	7.0 以上 (各項目 7.0 以上)	ロンドン大学 ※語学基準は目安
	7.0 以上 (各項目 7.0 以上)	オックスフォード大学
	7.0 以上	ケンブリッジ大学
100 (CBT250/PBT600) 以上	7.0 以上	ヴァッサー大学 ※語学基準は目安
90~100 以上	6.5~7.0 以上	モナシュ大学 (院生派遣) ※専攻分野により基準が異なるため、 グローバル教育センターまたは国際交 流チームに確認すること。
90 以上 (Writing 24 以上)	6.5 以上 (各項目 6.0 以上)	ニューサウスウェールズ大学
90 以上 (Writing 22 以上、他は 20 以上)	6.5 以上 (Reading 及び Listening は 6.5 以上、他は 6.0 以上)	モナシュ大学 (学部生派遣)
90 (CBT232/PBT 575) 以上	6.5 以上	タンペレ大学 ※語学基準は目安
80 以上 (Writing 20 以上)	6.0 以上	オタゴ大学
80 (CBT213/PBT550) 以上	6.0 以上 (各項目 5.0 以上)	マンチェスター大学
79 (CBT213/PBT550) 以上	6.5 以上	パーデュー大学

※表 2

◎フランス語

語学基準	派遣先大学
TEF レベル 3 または DELF レベル 3 (B1)	パリ・ディドロ大学

※表 3

◎ドイツ語

語学基準	派遣先大学
B 2.1 (欧州評議会の定めた語学力評価基準 Gemeinsamer europäischer Referenzrahmen für Sprachen: GER)、 TESTDAF のレベル 3 または Goethe-Zertifikat C1 (ドイツ語 C1 検 定試験) 程度	ケルン大学

- ③留学の目的及び計画が明確であること。
- ④明確かつ具体的な理由により派遣先大学を選定していること。
- ⑤留学後の進路・就職に対する計画・意識が明瞭であること。
- ⑥国際交流活動への意欲や経験があること。
- ⑦本学の代表としての適性・資質が備わっていること。
- ⑧派遣国及び派遣先大学での学業及び生活に必要な適応性があること。

8. 奨学金

(1) 日本学生支援機構の留学生交流支援制度（短期派遣）【給付】

日本学生支援機構からの奨学金支給割当人数の通知を受けた上で、第3次選考を通過した学生に総合評価点を付した順位に基づき、本学から日本学生支援機構に奨学金受給候補者を推薦します。

但し、日本学生支援機構の定める要項により、外国人留学生は対象外とします。

※平成23年度実績：2名採用、月額80,000円

※他団体等から留学のための奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額の合計額が80,000円を超えないこととする。

(2) お茶の水女子大学国際交流事業基金海外留学奨学金【給付】

第3次選考を通過した学生に総合評価点を付した順位に基づき、予算の範囲内で、奨学金支給者を決定し該当者にのみ国際交流チームより通知します。また、奨学金支給額は、上記順位及び派遣地域により異なります。

なお、平成24年4月1日の時点で他の海外留学に係る奨学金（貸与奨学金を除く）を受給している学生、受給が確定している学生及び上記（1）の奨学金候補者として推薦されている学生は、金額に関わらず支給対象外です。

但し、奨学金は派遣者全員に支給されるとは限りません。

(3) 日本学生支援機構の第二種奨学金（短期留学）【貸与】

日本学生支援機構が、有利子で月額30,000円～120,000円の奨学金を貸与しています。大学を通して申込み予約制度ですので、申込期限等の詳細を学生支援チームで確認してください。

9. その他

(1) 留学に係るビザ申請、航空券手配、出入国手続き及び保険加入手続きについては、留学生本人が行います。また、必要な経費についても、留学生本人が負担します。

(2) 学費

原則として、本学に授業料を納入すれば、留学先の検定料、入学料及び授業料が免除されます。

なお、マウントアリソン大学、オックスフォード大学クイーンズコレッジ、ケンブリッジ大学ガートンコレッジ及び北京大学は免除されません。

(3) 派遣先大学で修得した単位の取扱い

原則として、派遣先大学で修得した単位は、本学教務チームに申請することにより、本学の規程に基づいて認定を受けることができます。

但し、ケンブリッジ大学ガートンコレッジとの単位互換制度はありません。

(4) 住居

派遣先大学では、原則として、希望者は学生宿舎等に入居できます。

(5) 帰国後の義務

帰国報告書及び留学に関するアンケートを提出してください。また、帰国報告会にて留学体験について発表を行ってください。その他、留学希望者を対象にした情報提供への協力を大学よりお願いすることがあります。

10. 本件連絡先及び問い合わせ先

国際交流チーム国際交流係

Tel:03-5978-5722

E-mail:ryu@cc.ocha.ac.jp